

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,232	298,042,164
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		98	2,105,442
債 務 控 除 額		2,203	25,852,004
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		398	1,379,086
課 税 価 格		4,244	275,674,688
相 続 税 額	算 出 税 額	4,124	32,405,126
	2 割 加 算 額	256	282,985
	計	4,124	32,688,111
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	107	70,687
	配 偶 者	795	10,445,690
	未 成 年 者	39	8,900
	障 害 者	62	70,820
	相 次 相 続	172	372,736
	外 国 税 額	-	-
	計	1,128	10,968,833
差 引 税 額		3,558	21,719,278
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		23	72,369
小 計		3,554	21,646,909
納 税 猶 予 額		189	2,380,500
納 付 税 額		3,494	19,309,574
還 付 税 額		15	43,166
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,536	125,680,000

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 14 年分	4,471	315,661,619	45,851,480	13,465,464	3,652	24,354,265	1,568
平成 15 年分	4,327	309,403,778	40,281,280	12,720,250	3,533	21,476,719	1,551
平成 16 年分	4,261	275,428,392	32,065,121	9,613,558	3,461	17,822,335	1,498
平成 17 年分	4,216	286,514,626	36,190,629	8,670,610	3,487	24,982,503	1,544
平成 18 年分	4,244	275,674,688	32,688,111	10,968,833	3,494	19,309,574	1,536

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	487	34,697,167	400	2,547,677	183
鳴門	213	14,124,881	154	672,485	89
阿南	108	7,850,222	87	641,736	46
川島	29	1,732,925	21	55,862	14
脇町	17	1,268,799	13	80,584	7
池田	39	2,780,662	32	231,309	15
徳島県計	893	62,454,656	707	4,229,651	354
高松	590	41,375,471	490	3,341,684	213
丸亀	227	12,763,237	193	687,715	85
坂出	102	4,492,495	82	189,260	35
観音寺	122	7,875,052	101	638,835	45
長尾	45	2,124,356	36	67,256	15
土庄	27	1,630,156	23	99,814	12
香川県計	1,113	70,260,767	925	5,024,564	405
松山	897	58,819,871	749	4,284,583	308
今治	151	10,348,938	124	499,928	59
宇和島	105	6,049,547	89	341,889	40
八幡浜	77	5,267,427	63	465,137	24
新居浜	113	5,355,904	92	300,565	34
伊予西条	109	4,850,988	92	201,391	35
大洲	51	3,186,385	46	390,825	16
伊予三島	123	6,831,199	100	431,227	37
愛媛県計	1,626	100,710,259	1,355	6,915,546	553
高知	345	26,166,307	293	2,083,843	133
安芸	36	2,546,144	31	174,390	12
南国	134	8,256,745	110	626,657	45
須崎	39	2,308,374	34	145,890	13
中村	24	976,331	23	22,746	7
伊野	34	1,995,105	16	86,289	14
高知県計	612	42,249,006	507	3,139,815	224
総計	4,244	275,674,688	3,494	19,309,574	1,536

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 4,245	千円 274,707,292	人 3,499	千円 19,231,673	人 1,531	
	修正申告による増差額	84	1,315,840	130	163,148	62	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	47 △	348,444	78 △	85,246	29	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 4,244	275,674,688	実 3,494	19,309,574	実 1,536	
過 年 分	申 告 額	99	4,292,257	87	308,816	53	
	修正申告による増差額	992	14,469,111	1,346	2,477,511	538	
	更正による増差額	5	34,303	6	3,052	3	
	更正等による減差額	151 △	2,406,243	205 △	531,841	120	
	決 定 額	2	91,992	2	2,403	2	
	計	実 1,097	16,481,420	実 1,449	2,259,940	実 552	
合 計	申 告 額	4,344	278,999,549	3,586	19,540,489	1,584	
	修正申告による増差額	1,076	15,784,951	1,476	2,640,658	600	
	更正による増差額	5	34,303	6	3,052	3	
	更正等による減差額	198 △	2,754,687	283 △	617,088	149	
	決 定 額	2	91,992	2	2,403	2	
	計	実 5,341	292,156,108	実 4,943	21,569,514	実 2,088	

調査対象等： 「本年分」は、平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「過年分」は、平成17年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年11月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成16年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	24	4,046	31	5,200	3	6,176
過 年 分	949	181,946	76	15,195	118	191,975
合 計	973	185,991	107	20,395	121	198,151

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	343	29,104,898	722,827	144,820	362,764	834
1 億円超	806	111,609,532	827,045	567,743	3,712,464	2,630
2 "	212	51,157,051	266,383	225,075	3,785,752	750
3 "	121	44,839,789	121,717	289,224	5,235,612	415
5 "	26	14,896,107	123,311	62,445	2,383,254	93
7 "	17	13,546,204	-	25,737	1,963,664	66
10 "	5	6,442,208	28,159	28,157	1,140,297	16
20 "	1	3,111,503	-	21,886	647,868	5
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,531	274,707,292	2,089,442	1,365,086	19,231,673	4,809

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	2	63	110	121	47	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	5	51	143	289	216	63	29	7	3	-	-	-
2 "	-	8	31	92	40	22	8	6	3	-	2	-
3 "	-	1	24	40	39	12	5	-	-	-	-	-
5 "	-	1	4	7	10	3	-	-	1	-	-	-
7 "	-	-	4	4	4	3	1	-	-	1	-	-
10 "	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7	124	317	555	358	104	43	13	7	1	2	-

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	735	33,215,924
	畑（「」）	592	9,923,755
	宅地（借地権を含む。）	1,429	94,328,294
	山林	440	552,560
	その他の土地	381	9,466,288
	計	実 1,458	147,486,821
家屋、構築物		1,367	15,998,676
事業（財産） （農業） 用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	214	702,814
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	27	104,611
	売掛金	37	126,295
	その他の財産	89	1,028,091
	計	実 275	1,961,810
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	300	11,094,314
	同上以外の株式及び出資	950	15,888,622
	公債及び社債	354	6,681,021
	投資・貸付信託受益証券	385	5,746,265
	計	実 1,145	39,410,222
現金、預貯金等		1,515	59,211,992
家庭用財産		1,041	457,389
その他の財産	生命保険金等	302	11,230,683
	退職金及び功労金等	117	4,667,704
	立木	178	159,998
	その他の	1,278	16,499,166
	計	実 1,323	32,557,550
合計		実 1,529	297,084,460
相続時精算課税適用財産価額		79	2,089,442
債務		1,293	22,735,089
葬式費用		1,499	3,096,607
計		実 1,520	25,831,696
差引純資産価額		実 1,531	273,342,206
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		235	1,365,086
課税価額		実 1,531	274,707,292

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。